附則第三条の二の十五（見出しを含む。）中「附則第七条第十六項第三号」を「附則第七条第十五項第三号」に改める。

附則第三条の二の十六の見出しを「（法附則第十一条第十三項の適格特例投資家限定事業者等）」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「附則第十一条第十三項第一号」を「附則第十一条第十三項第二号イ」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第十一条第十三項に規定する適格特例投資家限定事業者のうち総務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者として国土交通大臣の証明を受けたものをいう。

一　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者であること。

二　法附則第十一条第十三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者に委託する者であること。

附則第三条の二の十八を附則第三条の二の十九とし、附則第三条の二の十六の次に次の一条を加える。

（政令附則第七条第二十項の証明がされた家屋）

第三条の二の十七　政令附則第七条第二十項に規定する建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項の基準に適合する旨を証する書類を当該家屋の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより証明がされた家屋とする。

2　政令附則第七条第二十項に規定する家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

附則第四条の四の見出し及び同条第一項中「附則第十二条の二の二第二項第二号」を「附則第十二条の二第二項第二号」に改め、同条第十七項中「附則第十二条の二の二第二項第五号ニ(1)」を「附則第十二条の二第二項第六号ハ(1)(ii)」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十六項を削り、同条第十五項中「附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)」を「附則第十二条の二第二項第六号ハ(1)(i)」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項を次のように改める。

14　法附則第十二条の二第二項第六号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準（同号ハ(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の四第十四項を同条第二十項とし、同条第十三項中「附則第十二条の二の二第二項第五号ロ」を「附則第十二条の二第二項第六号ロ」に改め、「要件」の下に「（平成三十年軽油軽中量車基準（同号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号中「の(3)」の下に「の窒素酸化物及び粒子状物質の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項中「附則第十二条の二の二第二項第五号イ」を「附則第十二条の二第二項第六号イ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「附則第十二条の二の二第二項第四号ハ」を「附則第十二条の二第二項第四号ハ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の四第十一項第二号中「平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の四項を加える。

14　法附則第十二条の二第二項第五号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

15　法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号ロ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

16　法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

17　法附則第十二条の二第二項第六号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号ロの基準とする。

附則第四条の四第十項中「附則第十二条の二第二項第四号ロ」を「附則第十二条の二第二項第四号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の四第十一項第二号中「実施要領」を「燃費評価実施要領」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)」を「附則第十二条の二第二項第四号イ(2)」に改め、同項第一号中「第二十一条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同項第二号中「第二十一条第八号」を「第十五条第八号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「附則第十二条の二の二第二項第四号イ(1)」を「附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「附則第十二条の二の二第二項第四号イ」を「附則第十二条の二第二項第四号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。